



日刊電力労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番}

94.10.20 No.4082

オーバースト 10% 証人調べに結集を!

津田沼支部高橋邦彦君証言予定

全ての組合員のみなさん！

一〇月二五日、十一時から行なわれる「八五・一第一波スト公

労法解雇事件」控訴審公判の組合側証人調べへ、全支部からの結集を訴えます。

解雇からすでに九年を迎えるようとする本件も、いよいよ控訴審の大きな山場を迎えていきます。

九二年六月の一審判決による七名の解雇無効に続き、残る一三名の解雇撤回をかちとるべく動労千葉は、昨年二月の控訴審開始以来、東京高裁に対し慎重な審理を訴えてきました。

とりわけ、大会への出席、過去の役員歴・処分歴、本部特執などを理由とした解雇の違法性を主張し、解雇された当事者の証人申請を行ってきました。

これに対し東京高裁は、証人申請を認めざるを得ず、最初に津田沼支部・高橋邦彦君の証人調べを行なうことを決定しました。特に、高橋君は、「支部執行委員に過ぎず」と言つておきながら、過去の処分歴を唯一の理由として解雇するという全く不当なものだつたのです。

このようならためめな解雇処分を撤回させるためにも、全ての支部から結集を要請するものです。

列車	第一波スト公労法解雇公判
ととき	一〇月二五日
ところ	東京高等裁判所
九時三一分発快速	八一七号法廷

こんなミスが何度繰り返されるのか？

ダイ改のたびに何度繰り返し

が違つていたり、労働時間や拘束時間が違つていたり、という

度となく指摘してきたとおり、

日提案された12月ダイ改の労働条件提案の中に、またも信

じられないミスがあつたことが発覚した。「ミス」では済まさ

れない問題である。銚子運転区

3組の交番が、就業規則に定められた労働時間を越えて組まれ

られた労働時間を越えて組まれていたのだ。

言うまでもなく、就業規則上に定められた乗務員の労働時間は、七時間一〇分であり、乗務割交番は、一循環を平均して労働時間A・Bを合わせてこの時

間で組むことになつている。ところが、提案された銚子運転区

3組の交番順序は、労働時間Aだけでも、七時間一六分で組ま

れていたのだ。さすが千葉支社もこれに気がついて枠外に出た行路と組み替えて七時間七分の交番順序として再提案してきた

が、まさに信じられないことだ。

千葉支社の運輸部は、乗務員の労働時間が何分かも知らずに

組合に提案されるまで、チエックする者もいないのである。

そればかりではない。車掌で

第16回 団結祭典に結某一にてよう。

【とき】 11月3日(木) 9時~

【ところ】 千葉公園グランド

* JR千葉駅西口下車徒歩10分

【連絡先】 国鉄千葉動力車労働組合

043(222)7207

* 運動のできる服装でお出かけ下さい。